

市町村職員研修費用助成要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人宮城県建設センター（以下「センター」という。）は、公共事業に携わる市町村の建設技術者の研修機会を一層確保し、もって、建設技術者の資質の向上に寄与するため、市町村に対し、次条に掲げる研修機関に職員を派遣し受講させるために必要な経費について助成するものとし、その取扱いについては、この要綱に定めるところによる。

(助成対象職員及び助成対象研修機関並びに対象研修)

第2条 助成の対象となる市町村の職員は、原則として土木技術に係る業務に従事している職員とする。

2 助成の対象となる研修機関及び研修は、毎事業年度の開始前にセンターが理事会の議決を経て定めるものとする。

(助成金の限度額)

第3条 助成する研修費用の対象経費は受講料及び旅費とし、1市町村当たり年間2研修に各1人の受講又は同一研修での2人の受講を限度として、その全額を助成する。

(助成の申請)

第4条 市町村は、研修費用の助成を受けようとするときは、1研修毎に研修費用助成申請書（様式第1号）をセンターに提出するものとする。

(助成決定)

第5条 センターは、前条に規定する研修費用助成申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査したうえで、助成額の決定を行うとともに、研修費用助成決定通知書（様式第2号）を市町村に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 助成の決定を受けた市町村は、派遣研修の結果について、研修費用助成実績報告書（様式第3号）をセンターに提出するものとする。

(助成金の交付方法)

第7条 助成金は、実績報告書の提出に基づく助成金の額の確定後に交付するものとする。

2 第4条の研修費用助成申請書の提出において、概算払いを希望した市町村については、助成決定後に速やかに助成金を交付するものとする。

3 前項により助成金を交付した場合には、研修費用助成実績報告書に基づき精算を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研修費用の助成に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。